

会 議 の 経 過

委 員 長（杉山茂夫君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前10時00分）

委 員 長（杉山茂夫君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

これより各特別会計決算審査に入ります。

認定第2号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、認定第2号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、この黄色の表紙の決算報告書に基づいてご説明いたします。

59ページをごらんください。

まず、一般状況の負担割合等については、29年度と変更はありません。

真ん中の表になりますが、被保険者世帯数は平成30年度末で1,631世帯、前年度に比べ58世帯、3.4%の減、被保険者数は2,681人で、前年度に比べ153人、5.4%の減であります。

次に、財政状況についてご説明いたします。一番下の第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。この太枠のところになります。

歳入決算額は12億5,862万5,000円で、前年度に比べ10.5%の減、歳出決算額は12億2,812万2,000円で、前年度に比べ10.8%の減となりました。歳入歳出差引額は3,050万3,000円で、その全額を国民健康保険事業基金に積み立ていたしました。

歳入についてご説明いたします。60ページの下の表になります。

第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をごらんください。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税3億2,876万7,000円で、前年度に比べ8.2%の減であります。国保税は歳入全体の26.1%を占めております。2款分担金及び負担金は、人間ドック等の個人負担分で199万5,000円、前年度に比べ4%の減、5款県支出金は、療養費等に係る県からの普通交付金で7億9,583万7,000円、歳入全体の63.2%を占めております。7款繰入金は、一般会計及び国保事業基金からの繰入金で1億2,624万4,000円、前年度に比べ14%の増であります。

歳出についてご説明いたします。

62ページの第5表、歳出決算額の状況をごらんください。

歳出の主なものは、2款保険給付費7億6,402万2,000円で、前年度に比べ0.1%の増、歳出全体の62.2%を占めております。3款国民健康保険事業費納付金は国保の県域化に伴う県への納付金で3億9,493万6,000円、歳出全体の32.2%を占めております。5款保険事業費は人間ドックや特定健診等の経費で1,854万5,000円、前年度に比べ1%の増、8款諸支出金は1,965万7,000円で、平成29年度国庫負担金の精算による償還金が生じたため、前年度より大幅に増額となっております。

63ページからは、保険給付費の内訳や保険事業費の内容等施策の概要を記載しております。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、総括、歳入、歳出に区分して質疑を受けます。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。各特別会計決算書の1ページから12ページまでであります。

質疑ありませんか。

下田委員。

8 番（下田敏美君）

総括表を見ると、3,000万円ほどの黒字になっていますけども、現行のままの保険料で何年間、今後いけるのか見通しとしては、何年いけるかお伺いしたいと思います。

委 員 長（杉山茂夫君）

町民課長。

町民課長（小林 章君）

29年度は3,000万円の黒字といいますか、なります。これを基金に入れまして、現在、5,000万円弱、4,000万円ぐらいの基金になります。ことし税率改正行いました。それによって、当然収入と所得によって国保税の額が前後しますけれども、今のところ、今年度、来年度については、基金もありますので大丈夫です。

当初、私たち税率設定するときには、当然、最低3年間をその税率でやっていると見込める金額で税率改正行っていますので、当然3年間はやっていると考えております。

以上です。

委 員 長（杉山茂夫君）

下田委員。

8 番（下田敏美君）

黒字になるということは、スタッフ、関係者の努力があるというふうに感じています。今後とも包括支援センターを中心に、町民の健康管理に努めていただきたいということを申し上げて終わります。

もし、町長からコメントあれば。健康管理について。

委 員 長（杉山茂夫君）

今の質問は町長ですか。

8 番（下田敏美君）

今後の町民の健康管理、もし思いがあったら。

委員長（杉山茂夫君）

町長。

町長（吉田 豊君）

国民健康保険税に係るものでございますけれども、ご存じのように自分たちのほうで大変であれば、この税率ここまで上げられるんだから上げろという、そのことはおわかりだというふうに思います。なかなか本当は負担としてはさせないほうがいい、しないようにするのがいいんだというふうに思っておりますけれども、このようなご時世でございまして、特に一次産業、また個人事業者、それらのこともございますから、ある程度は横ばいで、この町は行くんじゃないのかなというふうに思っています。ありがたいことに税率も上げたり、いろんなことが発生してきたりしますけれども、そのことをご了解いただきながらやってきておりますので、今、課長が申し述べたように私どもとしては、そのやるべきものを我々の範囲の中でこの国保税の中においてなしていけるのではないのかなというふうに思っております。これからもこれに関しては住民の現状との一体性というか、そういう部分がございまして、ご理解いただきながら皆様とともにやっていければ幸いかなというふうに思っております。

委員長（杉山茂夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入の事項別明細書について質疑を受けます。

13ページから24ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

質疑なしと認めます。

次に、歳出の事項別明細書及び実質収支に関する調書について質疑を受けます。

25ページから41ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については、
原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

認定第3号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の66ページをお開き願います。

決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらん願います。

平成30年度の決算額は、歳入が3億546万5,000円、歳出が3億492万9,000円で、歳入歳出差引額が53万6,000円となりますが、全額が平成31年度へ繰り越した事業費の財源となります。前年度比は、歳入が8.4%の増、歳出が8.2%の増となっています。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらん願います。

1款分担金及び負担金は受益者負担金で61万8,000円、2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで5,384万9,000円、3款国庫支出金は補助事業の実施により前年度比皆増の521万6,000円です。5款繰入金は一般会計繰入金ほかで2億2,654万1,000円、8款町債は1,740万円であります。

67ページ、第4表、歳出決算額の状況をごらん願います。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費と馬淵川流域下水道の建設工事にかかわる負担金等で9,813万5,000円、2款公債費は長期資金の元金及び利子の償還金として2億679万4,000円であります。

68ページは施策の概要でございます。

以上で認定第3号の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
歳入、歳出を一括して質疑を受けます。
42ページから64ページまでであります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)
質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)
ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより認定第3号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)
ご異議なしと認めます。
よって、認定第3号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。
次に、認定第4号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。
担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

認定第4号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の69ページをお開き願います。

決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらん願います。

平成30年度の決算額は、歳入が1億7,261万円、歳出が1億7,260万9,000円で、歳入歳出差引額が1,000円、実質収支が1,000円です。前年度比は、歳入歳出とも13.5%の増となっております。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表の歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらん願います。

2款使用料及び手数料は農業集落排水使用料ほかで1,357万7,000円、3款国庫支出金は2,050万円、6款繰入金は1億1,694万8,000円であります。

70ページの第4表、歳出決算額の状況をごらん願います。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費と老朽化により機能低下した集落排水施設の機能強化事業経費等で6,871万7,000円、2款公債費は長期資金の元金及び利子の償還金として1億389万2,000円であります。

71ページ、72ページは施策の概要でございます。

以上で認定第4号の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

65ページから85ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

決算にかかわることではないんですけれども、関連したことということで、黄色い冊子の69ページですか。この農業集落排水事業というのが、金矢、七百、岡沼地区ということで、これを見ると、金矢が98.8%、七百地区が89.2%、岡沼地区が96%ということで、七百地区が10%ちょっと、加入していないというんですか。ということで、その後、農業集落排水事業は終結して、次に合併浄化槽で今やっているわけなんですけれども、この集落排水事業に加入することは、これからも加入できるのかどうか。合併浄化槽やっていけばもうないんでしょうけれども、実態がどうなっているのか。そこら辺、もしも加入できる、できない、できるのであればどのぐらいの負担なのか、そこら辺、わかりましたら教えていただきたいと思います。

委員長（杉山茂夫君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず今後、集落排水区域の地区で加入できるかということですが、事業実施の際に公共ますを各世帯に、汚水公共ますを設置しておりますので、これから接続される方は、接続して使用することが可能であります。

それと、事業実施のときに同意をもらっておりまして、3万円の農業集落排水事業の分担金を、1戸3万円を、金矢を除いて七百と岡沼地区については3万円の負担金をいただいておりますので、今後、接続して使われる場合は、使用料だけの負担となります。

以上です。

委員長（杉山茂夫君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

では、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

おはようございます。

認定第5号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、ご説明いたします。

黄色い冊子、決算報告書73ページから78ページの部分になります。

まず73ページの1号被保険者の状況をごらんください。

1号被保険者は前年度比66人、1.9%増の3,551人であり、高齢化率は0.5%増の32.2%になっております。介護保険料の賦課の状況については、表のとおりでございます。

次に、中ほどの表、要支援・要介護認定状況です。要支援の方は7人減少、要介護の方は1人減少しております。合計では8人減の564人ございました。また、総合事業の利用者は56人となっております。

下段、サービス利用状況でございます。居宅サービス利用者は合計しまして376人、施設サービス利用者が124人、地域密着型サービス利用者が89人、要支援の方とチェックリスト判定での対象となった方の総合事業利用者は71人となりまして、利用者の合計は660人ございました。

次に、決算状況についてご説明いたします。

74ページ、第1表をごらんください。

平成30年度の歳入決算額は、前年度比1.5%増の14億6,803万2,000円、歳出決算額は、前年度比1.4%増の14億2,934万5,000円となりました。歳入歳出差引額は3,868万7,000円となり、その全額を介護保険財政調整基金に繰り入れいたしました。

次に、歳入決算額の主な内容についてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況のやや中ほどの収入済額の欄をごらんください。

1款保険料は65歳以上の1号被保険者の保険料で、前年度比13.7%増の3億1,289万3,000円。ちょっと飛びまして5款国庫支出金は、国負担分の負担金及び補助金で、前年度比3.9%増の3億5,107万2,000円。6款支払基金交付金は40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、前年度比0.8%減の3億5,380万7,000円。7款県支出金は県負担分の負担金及び補助金で、前年度比0.5%増の1億9,894万1,000円。9款繰入金では一般会計及び基金からの繰入金で、前年度比9.9%減の2億4,706万1,000円となっております。

次に第3表、歳出決算額の状況の主なものは、1款総務費は人件費や介護認定調査等に係る費用で、人件費やシステム改修経費の増加で、前年度比16.6%増の7,977万4,000円となっております。2款の保険給付費は介護保険サービスに係る費用で、前年度比2.4%増の12億7,258万6,000円で、構成比として歳出総額の89%を占めております。5款地域支援事業費は介護予防生活支援サービス事業、一般介護予防事業、2事業等に係る費用で、前年度比12.1%減の4,928万1,000円となっております。6款諸支出金では介護保険料過誤納付金の

ほか、介護給付費負担金返還金及び介護保険財政安定化基金貸付金償還金等で、前年度比34.8%減の2,770万1,000円となっております。

次のページ、75ページから78ページは施策の概要となっております。

以上で認定第5号の決算認定の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑にはいります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

86ページから134ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

7番（高坂 茂君）

また黄色い冊子のほう、用語のところ、ちょっと中身についてお伺いしたいと思います。ちょっと意味がわからないところがあります。

1つは、73ページの中ほど、要支援・要介護認定状況ということで、新しく事業対象者ということになっております。この意味、具体的にどういったものになっているのか。それから、その下のまた米印のところでも、判定対象者、これも総合事業ということで、新たに施策になっております。この2点、ちょっと内容について教えてほしいと思います。

委員長（杉山茂夫君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

要支援・要介護状況についてのところにあります事業対象者という部分ですが、こちら要支援とか、要介護とかの認定がつかなかった人なんです、そちらのチェックリストというものがありまして、質問事項に答えていただいて、ちょっと認知的に低下があるとかという部分、運動機能していないとか、そういうのちょっと判定がありまして、それでちょっと低下が見られる方は、この事業の対象者として事業に参加していただけるということでありま

す。普通に何も無い健康な方はこの対象者にはならないんですけども、それにちょっと低下の見られる方が、そのチェックリストにより、この下にちょっと総合事業利用対象者ということで利用できる方になりますので、これ29年度から始まっております。

(「もう一つあります。判定対象者」の声あり)

委員長(杉山茂夫君)

福祉課長。

福祉課長(舘 泰之君)

先ほどと同じなんですけど、チェックリストで判定して対象となった方が判定対象者ということでございます。

委員長(杉山茂夫君)

高坂委員。

7 番(高坂 茂君)

よくわかりましたけれども、これ新しく年度に始まったということで、それまでは要支援にも1にも入っていない方が、今度は細かくそこを吸い上げるというんですか、そういうことになったということで理解してよろしいでしょうか。そうすれば、その判定対象者と、この認定者のほうの数値が合わないんですけども、そこら辺はどうなっているんですか。判定者のほうはこれだと40名ですよ。要支援、要介護の事業対象者56ということで、そこら辺の漏れはどうなっているんですか。具体的に。

委員長(杉山茂夫君)

福祉課長。

福祉課長(舘 泰之君)

今の質問は、要支援、要介護認定状況のほうの対象者となった方の数字と、その下のサービス利用状況にあるところの数字が合わないということではよろしかったでしょうか。

上のほうは、一応認定を受けた方の人数になります。下のほうはサービスをその中で利用した方の人数になりますので、若干のずれがあるかと思えます。

委員長（杉山茂夫君）

よろしいですか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

もう一点、この冊子のほうで78ページになります。これ表になっています地域包括支援センター、この表になっているところ、これが総合相談件数が延べ5,194件、かなりの大きい数字だと思います。ということは、この内容についても多岐にわたっております。ですから重複している場合もあるかとは思いますが、単純に延べ件数からいって5,200件、その前年度5,700件ぐらいあります。ということで、単純に1日の相談件数、割ってみれば20件から25件ぐらいになると思います。

この地域包括支援センターの職員で、これが対応できているのか、そこら辺非常にこのぐらいのサービスというんですか、相談というのは大変だと思います。専門スタッフがいるかと思えますけれども、そういったところで、そこら辺の状況と、もう一つ町長にお伺いしたいんですけれども、スタッフとして専門の専属の課長が必要じゃないかなと私は思うんです。これからまた超高齢化社会になっていきますので、先ほどの要支援の中にもまた新たなサービスも出てきております。そういったところで、この福祉課長が兼任しているの非常に私は大変じゃないのかと思うわけで、そこら辺はどうでしょうか。その2点、ちょっとお伺いしたいと思えます。

委員長（杉山茂夫君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

とりあえず、職員の状況についてお答えいたします。

包括のほうに、今、建物のほうで勤務している方の人数をお知らせいたします。介護保険のほうの部分としまして、一般職3人、あと包括センターの次長として保健師、次長が1人

行っております。あと看護職1人、保健師が1人、あと嘱託職員としている方が、ケアマネジャーとして2人、看護師として1人、保健師として1人、あと事務の補助として臨時を1人お願いして、以上の人数でやっております。もうちょっといました。すみません、社会福祉士があともう1人おります。すみません。

(「何人なんですか、合計がわからない」の声あり)

福祉課長(舘 泰之君)

実際、12人になると思います。

委員長(杉山茂夫君)

もう一点目は、町長からですか。

町長。

町長(吉田 豊君)

専門の管理職がいたほうがいいんじゃないかということでございます。ではないかというふうに私も思っております。ただ、先般の一般質問で職員のことがありましたが、いろんな各課を再編いたしまして、数が減ったというのがあります。あれは果たしてよかったのかどうなのかという迷いをもちながら暮らしておりますので、今のこの包括支援センターのみならず、これは状況をもう一回確認いたします。五千何件といっても、回ってきて1日にそれらも入っていると思いますから、窓口だけではどうかなというふうに思いますので、詳細を調べた中でどうするかというセクションになるかなというふうに思っておりますが、役場全体を見渡しましても、このような課の配置でいいのかどうなのかというのはちょっとみんなと相談をして考えてみる必要があるのかなというふうに思っております。

最近、場所によっては異常気象等がありますと、防災課みたいなものまで設置しているところがありますので、かつてはなかったんですが、そういうふうにやったりしておりますから、私たちが今これからの時代に合わせてどういう課の配置という管理の仕方がいいのかは、六戸町も考えなければならぬかなと、今までは負担を減らすということで再編をしながらやってきたわけでございますけれども、もっとより詳細に対応できるものはどうなのかということは考えてみなきゃならない課題かなというふうに思っております。

その中のこれが1つにもなるのかなと、内容を確認してからでございますけれども、可能であれば別にそれは無理にやる必要はないんでありますけれども、今後は、今のままというんじゃないで、考えていくことも一つのご意見に沿ってのものになろうかなというふうに思っております。

委員長（杉山茂夫君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

私もこの表を見て、どのぐらい1日件数やっているか、具体的にそれを聞いたかったんですけども、いろんなケースがあると思いますので、ただこのぐらいの項目について対応しているということと、あと職員が12名、これ大所帯だと思います。それで毎日往復しているんですか、課長は。

（「はい」の声あり）

7 番（高坂 茂君）

毎日、大変でしょうそれは。

ですから、これからさっきも言いました、超高齢化社会ですので、やはりきめ細やかなサービスというのは必要になってくると思いますので、そこら辺やはり全体を把握して、できるだけそういう過労にならない程度に、そして高齢者にサービスできるようなシステムを構築していただきたい。

以上でございます。

委員長（杉山茂夫君）

回答はよろしいですね。

7 番（高坂 茂君）

はい。

委員長（杉山茂夫君）

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

認定第6号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、ご説明いたします。

決算報告書79ページをごらんください。

後期高齢者医療の対象者は75歳以上の方及び65歳以上の一定の障害があると認定された方となっており、平成30年度末で1,857人、前年度に比べ20人の増であります。

財政状況についてご説明いたします。

1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

歳入決算額は1億1,902万5,000円で、前年度に比べ1.3%の増、歳出決算額は1億1,850万5,000円で、前年度に比べ1%の増となりました。歳入歳出差引額は52万円で、全額を翌年度へ繰り越しております。

下段の第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。この太枠の左から3つ目になります。歳入の主なものは、1款後期高齢者保険料で7,195万5,000円、3款繰入金は一般会計からの繰入金で4,672万2,000円であります。

80ページの下段、第4表、歳出決算額の状況をごらんください。

歳出の主なものは、1款総務費で人件費や後期高齢者医療システム保守業務など902万5,000円、2款分担金は県後期高齢者医療広域連合負担金で1億933万8,000円となっております。

81ページには広域連合負担金の内訳など、施策の概要を記載しております。

以上で認定第6号の説明を終わります。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑受けます。

135ページから151ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

認定第7号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計決算認定について、ご説明いたします。

決算報告書82ページをごらんください。

霊園事業は、平成20年度に第1期工事として、全体計画488区画のうち114区画の整備を行い、平成30年度末での使用許可件数は39区画であります。30年度における新規許可数は

1 区画でありました。

決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

30年度決算額は、歳入歳出とも前年度比1.9%減の901万円でありました。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

1款使用料及び手数料は霊園使用料及び管理料で42万5,000円、3款繰入金は一般会計からの繰入金で854万1,000円となっております。

次に84ページの施策の概要をごらんください。84ページになります。

霊園会計の歳出は、1款事業費の霊園管理経費となります。主に霊園清掃管理業務委託と長期資金元利償還金で901万円であります。

なお、償還金につきましては、30年度で全て償還が終わりました。

以上で認定第7号の説明を終わります。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

152ページから164ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（川原 徹君）

認定第8号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定について、決算報告書をもとにご説明申し上げます。

それでは、決算報告書85ページをお開きください。

なお、平成28年度の決算額等は、平成28年10月から平成29年3月までの数値であることを申し添えます。

診療状況の実績からご説明申し上げます。

診療日数244日、訪問診療件数101件、訪問看護利用者延べ数112人。平成30年度外来患者延べ数1万4,707人、1日平均60.3人で行いました。職員数は、医師2名、看護師13名、技師3名、薬剤師2名、事務員3名でございます。

第1表、決算規模及び収支の推移につきましては、歳入歳出ともに決算額は3億9,966万8,000円、前年度比3,332万9,000円の減で行いました。

86ページ、第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をごらんください。

第1款診療報酬2億837万5,000円で、前年度比12.5%の減、2款使用料及び手数料は各種予防接種検診料等になりますが1,367万1,000円、前年度比27.7%の増、3款県支出金4,800万円で、前年度比1.4%の減、5款繰入金1億1,694万9,000円で、前年度比3.6%の減、6款諸収入47万3,000円で、前年度比2.5%の減、7款町債1,220万円で、前年度比11.6%の減でございました。

第4表、歳出決算額の状況につきましては、1款総務費は人件費、施設維持管理費等になりますが、2億6,324万5,000円で前年度比3.3%の減、2款医療費は、医業活動に伴う医療機器、医療材料費等の費用になりますが、1億2,742万2,000円で前年度比16.1%の減、3款公債費は900万1,000円でございました。

第5表、企業債明細につきましては、平成30年度は超音波診断装置及び眼底カメラに関する借入1,220万円を地方公共団体金融機構で行いました。

87ページからは、施策の概要でございます。

以上で認定第8号 六戸町国民健康保険診療所事業特別会計の説明といたします。

委員長（杉山茂夫君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

165ページから191ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉山茂夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの平成30年度一般会計決算認定1件、各特別会計決算認定7件、合計8件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案のとおり認定であります。つきましては、9月12日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間委員各位のご協力により決算特別委員会委員長長の職務を果たすことができ、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

以上で決算特別委員会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時49分）